

すすめよう！男女共同参画

～誰もが生きやすく安心して暮らせる練馬を目指して～

第4次練馬区男女共同参画計画

平成28年度（2016年度）～平成31年度（2019年度）

平成28年（2016年）3月
練馬区

男女共同参画社会って何だろう？

●私たちを取り巻く社会環境

人口減少、少子高齢化の進展、雇用形態の多様化や就労環境の変化、また通信情報技術の発達など私たちの生活を取り巻く社会環境は急速に変化しています。また、東日本大震災や洪水被害などにより避難生活をされた方々の経験から、災害時における男女共同参画の視点の重要性などの新たな課題も生じています。

●これまで

練馬区は、第3次練馬区男女共同参画計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進、あらゆる場における人権尊重と男女平等の意識の啓発など、全庁的にさまざまな取組を進めてまいりました。これまでの取組により、男女共同参画は着実に前進していますが、政策、方針決定過程への共同参画など今後も継続して取り組む必要があります。

●これから


このたび、練馬区男女共同参画推進懇談会からの「『第4次 練馬区男女共同参画計画』策定に向けての提言」（平成27年3月）を踏まえ、平成28年度から平成31年度を計画期間とする「第4次練馬区男女共同参画計画」を策定いたしました。人権を尊重しあらゆる差別や暴力を許さないための相談体制の強化、男性への意識啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進など、現行計画の取組を継承し新たな課題にも対応するため、計画期間に重点として取り組む目標を明確にし、関係機関と連携しながら施策に取り組んでまいります。

また、今回の計画は、新たに制定された、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨も踏まえ、これまで以上に、女性の就労、再就職、能力開発に関する支援に力を入れていきたいと考えています。

それは、みんなが生きやすい社会

「…（略）男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊要な課題となっている」

【男女共同参画社会基本法（平成 11 年に制定）抜粋】

 一人ひとりが個性と能力を発揮しながら、
ともに助け合い、健康で豊かな生活をおくるために、男女共同参画社会を実現させましょう！



目次

計画の策定にあたって

第1章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	2
2	計画の目標	3
3	施策と重点取組	3
4	計画の位置づけ	4
5	計画期間	5
6	計画の推進	5
7	体系図	5

第2章 計画の内容

目標Ⅰ	人権の尊重と男女平等の意識を形成する	12
目標Ⅱ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する	16
目標Ⅲ	あらゆる場における男女平等への理解と共同参画を推進する	20
目標Ⅳ	生涯を通じたところとからだの健康を支援する	24
目標Ⅴ	積極的に施策の推進に取り組む	26

資料編

1	国・東京都の動き	30
2	練馬区の現状	31
3	用語解説	39
4	計画策定の経過	42

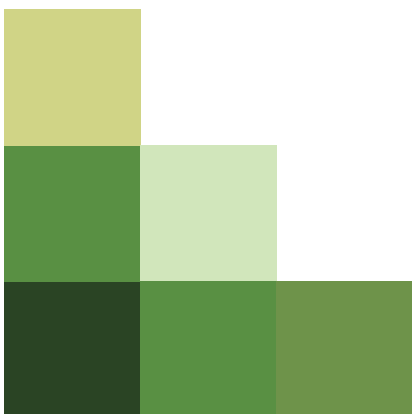
第2章中*が付いている用語は、資料編に用語解説があります。

※第2章中 **新規** は新規取組、**充実** は充実取組、**継続** は継続取組の表示です。



第1章

計画の基本的な考え方



1 基本理念

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。そのために、人権の尊重と男女共同参画社会実現に向けた一人ひとりの意識が形成され、男女がともに生きやすく、区民一人ひとりが、暮らし、仕事、地域社会において、多様な活動に参画し、自らの希望に沿った形で展開できる社会を実現します。

男女共同参画社会の実現には

- 誰もが自分も他人も大切にし、男女が互いの人権を尊重することが基本です。
- 長い年月をかけて形成されてきた性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行に、一人ひとりが気づき、解消していくための意識を培うことが重要です。
- それぞれの暮らし、教育の場、はたらきの場、住み慣れた地域において、政策、方針決定過程に男女がともに参画し、互いに支えあう社会の形成が不可欠です。
- 一人ひとりが、さまざまな場面や立場で、男女共同参画について「意識する」「考える」「行動する」ことも、男女共同参画社会の実現を促進します。

区は、その指針になる計画を策定し、区民、区内で活動する団体・事業者とともに連携、協働しながら施策の推進に責任をもって取り組みます。

2 計画の目標

男女共同参画社会の形成に向け、基本理念に基づき計画を着実に推進するため、この計画の目標をつぎのように設定します。

また、その実現に向けて5つの具体的な目標を掲げ、関係機関との連携を図りながら、総合的に施策を推進します。

～誰もが生きやすく安心して暮らせる練馬を目指して～

目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等の意識を形成する

目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する

目標Ⅲ あらゆる場における男女平等への理解と共同参画を推進する

目標Ⅳ 生涯を通じたところとからだの健康を支援する

目標Ⅴ 積極的に施策の推進に取り組む

3 施策と重点取組

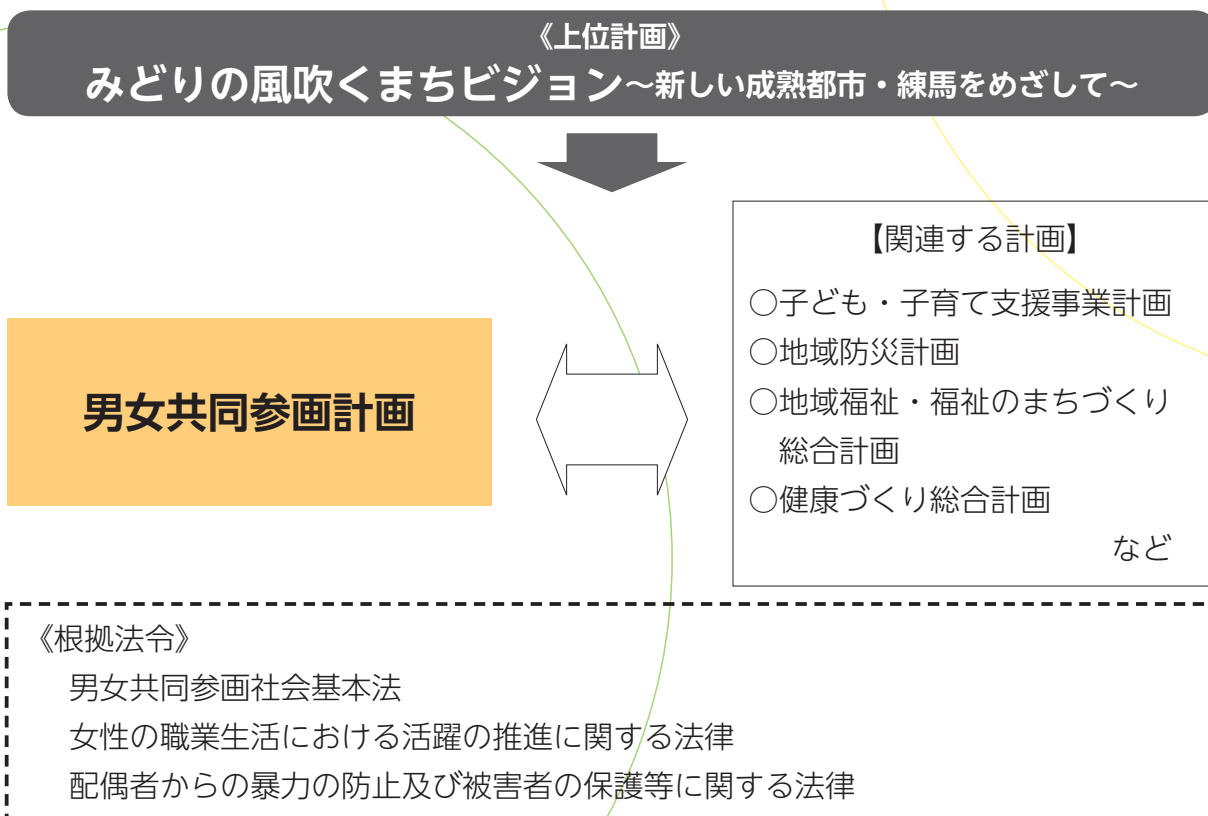
練馬区男女共同参画推進懇談会からの提言における課題を踏まえ、各目標における施策の方向性を決めました。

男女共同参画社会の実現には、啓発の担い手となり率先して区とともに取り組む人を育て、活動の輪を広げていくことが重要です。また、誰もが仕事だけではなく家事や地域活動などに携わる時間を増やしていくための働き方の見直しや男女平等の意識啓発も大きな課題です。これらの視点から計画期間である4年間に、区が特に力を入れて取り組む内容を重点取組に位置づけました。

同時に、男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる世代、あらゆる場において、さまざまな取組を効果的、継続的に行っていきます。

4 計画の位置づけ

- この計画は、今後の区政運営の方向性を示す「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～（平成27年3月策定）」に基づき、男女共同参画を推進するための計画に位置づけています。「第3次練馬区男女共同参画計画（平成23年度～平成27年度）」を引き継ぎ、区のその他の各分野における個別計画との整合性を図り策定したものです。
- この計画は、練馬区男女共同参画推進懇談会から平成27年3月に提出された『第4次練馬区男女共同参画計画』策定に向けての提言」や区民の声を尊重して策定しました。
- この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に定める「市町村推進計画」に該当するものです。
- この計画の目標1の施策5は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」に該当するもので、「練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画」として位置付けます。



5 計画期間

計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成31年度（2019年度）までとします。

6 計画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、各施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内関係部署で構成する「練馬区男女共同参画施策推進会議」において、総合調整を図り進めていきます。

また、計画で示した施策や取組を着実に推進していくためには、定期的に実施状況の把握・点検を行い、その結果を事業の実施や見直しに反映させていくことが大切です。

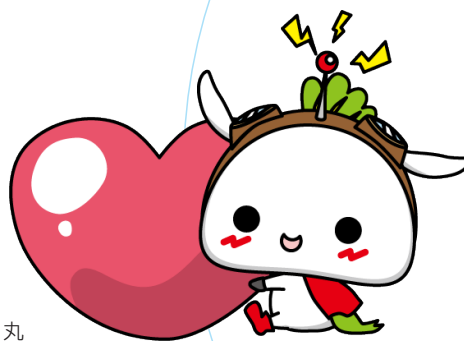
区では、施策ごとに指標を設け、計画期間中の取組状況を測ります。重点取組については、毎年実施状況の把握・評価を行います。

また、区民意見を反映させるため、公募区民や団体代表、学識経験者で構成する「練馬区男女共同参画推進懇談会」の場で、進捗状況に関する報告を行い、ご意見やご提案をいただきます。

7 体系図

この計画における目標と施策の体系は、次ページのとおりです。

各取組を実現するための事業内容は、各年度の予算や個別事業計画等の中で明らかにします。



目標

I 人権の尊重と男女平等の意識を形成する

施策

- 1 教育・学習の場における男女平等意識形成の促進
- 2 男性における男女平等意識の形成促進
- 3 男女共同参画の視点に立った制度・慣習・慣行の見直しと啓発の推進
- 4 メディアにおける人権の尊重
- 5 配偶者暴力等防止と被害者支援の充実

※1 第3次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画

II ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進する

- 1 働く場における男女平等の推進
- 2 女性の就労、再就職、能力開発に関する支援
- 3 ワーク・ライフ・バランスの啓発と環境整備

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「市町村推進計画」

※1 この部分は、国が定める配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律第2条第3項に基づく「市町村基本計画」に相当するものです。

※2 この部分は、国が定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に相当するものです。

取組

★重点取組

- ①教職員等の研修・意識啓発の充実★
- ②幼稚園、保育所における男女平等教育・保育の推進
- ③学校教育における男女平等教育・学習の推進
- ④高校・大学への働きかけの拡充
- ⑤セクシュアル・ハラスメント等の防止
- ⑥家庭や地域における教育・学習の推進

- ①男性に向けてのメッセージ発信および啓発事業★
- ②男性に対する支援の推進

- ①男女共同参画応援サイトの新設★
- ②あらゆる暴力の防止に関する啓発活動や情報提供

- ①メディア・リテラシーの向上、情報モラルの育成★
- ②区発行刊行物における表現の配慮

- ①練馬区配偶者暴力相談支援センターの充実★
- ②配偶者暴力等の防止に関する意識啓発
- ③若年層に対する暴力防止の意識啓発
- ④相談員の育成
- ⑤配偶者等暴力の早期発見に関する関係機関との連携
- ⑥被害者支援の充実
- ⑦加害者更生プログラムについての研究、情報収集
- ⑧関係機関連絡会議の運営の充実

- ①区内事業者への事例紹介、啓発事業★
- ②事業者向けの機会均等・待遇の確保についての啓発・周知
- ③女性向けの機会均等・待遇の確保についての啓発・周知
- ④自営業、農業等における男女共同参画の推進

- ①女性の就労、起業を応援する事業の実施★
- ②再就職に向けての支援
- ③事業者向けの啓発事業の実施
- ④女性向けの啓発事業の実施
- ⑤女性活躍推進法の普及啓発

- ①男性の意識改革、働き方改革の普及啓発★
- ②ワーク・ライフ・バランスについての理解促進
- ③子育て支援の充実
- ④離職防止のための介護サービスの充実および情報提供
- ⑤モデルとなる企業の認証

目標

Ⅲ あらゆる場における男女平等への理解と共同参画を推進する

施策

- 1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- 2 地域活動での男女共同参画の促進
- 3 誰もが安心して地域で暮らせるための支援
- 4 女性の視点・ニーズを取り入れた防災体制の強化

Ⅳ 生涯を通じたところとからだの健康を支援する

- 1 互いの性や健康に関する理解の促進
- 2 生涯を通じた健康支援

Ⅴ 積極的に施策の推進に取り組む

- 1 施策推進体制の整備・充実

取組

★重点取組

- ①区の審議会等委員への女性の積極的な登用★
- ②行政協力員への男女の均等な参画の確保
- ③女性に向けての意識啓発

- ①啓発の担い手となる区民向けの男女共同参画に関する講座の実施★
- ②地域活動での男女共同参画の促進

- ①若年女性に向けての支援★
- ②ひとり親家庭への支援★
- ③高齢者・障害者への支援
- ④外国人向け情報提供・啓発事業の充実
- ⑤性的マイノリティの方への情報提供および区民への啓発

- ①女性防災リーダーの育成★
- ②男女共同参画の視点に立った災害対策の推進
- ③防災に関するマニュアルの整備と普及啓発

- ①「性と生殖」に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ）に関する啓発★
- ②各年代における健康に関する意識啓発

- ①予防対策の推進★
- ②生涯を通じたこころとからだの健康づくりの支援
- ③妊娠・出産等に関する健康支援
- ④こころの相談の充実
- ⑤精神疾患や依存症への支援

- (1)- ①職員等の研修・意識啓発の充実★
- (1)- ②男女共同参画施策推進会議による総合的な施策推進
- (1)- ③特定事業主行動計画の推進
- (2)- ①男女共同参画センター事業の充実★
- (2)- ②男女共同参画センターの円滑な運営
- (2)- ③情報発信機能の強化
- (2)- ④男女共同参画センターの利用促進
- (3)- ①区民、区内で活動する団体・事業者との連携・協働の推進★
- (3)- ②男女共同参画推進懇談会の運営
- (3)- ③国・都等との連携の強化



第2章

計画の内容



目標Ⅰ 人権の尊重と男女平等の意識を形成する

男女平等意識を持って、男女がともに個性と人格を尊重し合い、あらゆる差別や暴力をゆるさない練馬区を目指します。

課題

長い年月をかけて形作られてきた性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行に区民一人ひとりが気づき、それを解消していくために、幼少期からの教育・学習、性別や世代を超えた啓発等を通じた男女平等意識の形成が求められています。

誰もが自分も他人をも大切にし、セクシュアル・ハラスメント*やDV*（ドメスティック・バイオレンス）など、男女共同参画を目指す上での阻害要因により生命や身体に重大な影響を及ぼす差別や暴力を許さない人間関係の構築が求められています。

重点取組の視点

男女共同参画社会の実現には、幼少期からの教育・学習、男女平等意識の形成が重要です。教職員等をはじめとした、性別や世代を超えた意識啓発を強化します。平成26年に設置した練馬区配偶者暴力相談支援センターの相談体制や被害者の支援を充実します。

指標

指 標	26年度現況	31年度目標
社会全体として男性のほうが優遇されていると感じる区民の割合	男性 64.8% 女性 73.1%	26年度現況から 減少

指 標	26年度現況	31年度目標
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度	—	男女とも 70%

施策と主な取組

★は4年間で重点的に取り組む内容

施策1 教育・学習の場における男女平等意識形成の促進

① 教職員等の研修・意識啓発の充実 **充実★**

教育・学習の場における男女平等意識形成を促進するために、教職員等に対して人権教育プログラム等を活用した研修・意識啓発を充実します。また、研修における男女共同参画プログラムの導入を検討します。

② 幼稚園、保育所における男女平等教育・保育の推進 **新規**

幼稚園、保育所における日常活動の中で、幼少期から性別にかかわらず一人ひとりの個性や能力が育まれるよう、男女平等に配慮した教育・保育を行います。

③ 学校教育における男女平等教育・学習の推進 **継続**

小学校、中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた教育・学習を推進し、子どもへの意識啓発を進めます。

④ 高校、大学への働きかけの拡充 **充実**

男女共同参画情報誌等を配布するとともにそれ以外の啓発方法を検討し、高校、大学への働きかけを充実します。

⑤ セクシュアル・ハラスメント*等の防止 **継続**

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント*、いじめや虐待についての理解・啓発を教職員、児童、生徒それぞれに促進し、被害を受けた教職員、児童、生徒のための救済、相談活動を充実します。そのための第三者機関を通じて各関係機関との連携を図ります。

⑥ 家庭や地域における教育・学習の推進 **継続**

生涯を通じて男女平等に関する学習機会を提供し、家庭や地域における学習の推進を図ります。

施策2 男性における男女平等意識の形成促進

① 男性に向けてのメッセージ発信および啓発事業 **充実★**

男女双方に向けての男女平等に関する啓発に加え、特に男性における男女平等意識の形成を促進します。長時間労働の削減などの働き方改革、家事・育児・介護等への参加を促進するために、さまざまなメディアを活用した、男性に向けたメッセージの発信に取り組みます。また、男女共同参画センターで実施している出前講座を活用した男性向け啓発事業を拡充します。

② 男性に対する支援の推進 **充実**

男性が悩みや不安を安心して相談できる場の確保や、男女共同参画を推進する担い手となる男性人材の養成講座の実施など、男性に対する支援を推進します。

施策3 男女共同参画の視点に立った制度・慣習・慣行の見直しと啓発の推進

① 男女共同参画応援サイトの新設 **新規**★

ツイッターやSNS*、ホームページを活用して情報発信等を行う「男女共同参画応援サイト」を新設し、区や関係団体のホームページとリンクしながら、広く区民や事業者に対して男女共同参画の視点に立った啓発を進めていきます。

② あらゆる暴力の防止に関する啓発活動や情報提供 **継続**

性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント*等、あらゆる暴力の防止に関する啓発活動や情報提供に取り組みます。

施策4 メディアにおける人権の尊重

① メディア・リテラシー*の向上、情報モラルの育成 **充実**★

メディア・リテラシー（情報選択能力）を身につけるための講座・啓発活動を実施します。年齢に応じたスマートフォン・インターネット等の正しい利用方法などの学習機会や情報提供を充実することで、メディア・リテラシーの向上、情報モラルの育成に取り組みます。

② 区発行刊行物における表現の配慮 **継続**

区が発行する刊行物については、様々な立場の方に配慮した表現に努めるなど、人権尊重・男女共同参画の視点で広報活動に取り組みます。

施策5 配偶者暴力等防止と被害者支援の充実

※第3次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画

① 練馬区配偶者暴力相談支援センターの充実 **充実**★

暴力の防止に向けた取組を進めるとともに、配偶者暴力等に対する職員の相談体制および被害者支援を充実します。また、関係行政機関や民間支援団体との連携・協力の向上を図ります。

② 配偶者暴力等の防止に関する意識啓発 **継続**

暴力のない社会の実現に向け、配偶者暴力等を未然に防止するための啓発活動を関係機関と連携して展開します。

③ 若年層に対する暴力防止の意識啓発 **充実**

デートDV*を正しく理解することを目的とし、若年層に対する男女間の暴力の防止に向けた啓発活動を推進します。中学校、高校および大学の教育現場と協力し、デートDVに関する学習の機会を設けるとともに、ツイッターやSNS*を活用して相談窓口の周知を図ります。

④ 相談員の育成 **充実**

配偶者暴力相談の窓口は、被害者に寄り添った対応や判断能力が求められます。相談員は、国や東京都の研修を活用し、支援者としての知識とスキルの向上を図ります。また、支援プログラム等を充実し、統一的な支援を行うことができるよう努めます。

⑤ 配偶者等暴力の早期発見に関する関係機関との連携 **充実**

配偶者からの身体暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報するよう努めなければならないと「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」で定められています。医療機関、学校、保育所、民生・児童委員など、日常業務で配偶者暴力を発見できるような関係者と連携し、早期の発見および被害者支援に努めます。

⑥ 被害者支援の充実 **充実**

相談の情報管理を徹底し被害者の安全を守ります。必要な場合は、緊急一時保護を行うとともに、弁護士や法的機関への案内や経済的な自立に向けた支援を行います。また、必要に応じてDV専門相談（カウンセリング）を活用し、被害者のケアに努めます。配偶者暴力は子どもにも重大な影響を及ぼすため、児童相談センター、子ども家庭支援センター、学校教育支援センターおよび保健相談所等の専門機関と連携し、被害者の子どもに対する支援や心のケアを図ります。

⑦ 加害者更生プログラムについての研究、情報収集 **継続**

配偶者（加害者）の更生のための配偶者暴力等の加害者更生プログラムに関する情報収集や研究を行い、加害者からの相談への活用を図ります。

⑧ 関係機関連絡会議の運営の充実 **充実**

関係機関連絡会議の運営を通して区内関係機関相互の役割への理解および協力体制の推進を図り、参加団体の拡大等を検討します。

目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進する

女性の活躍を応援するとともに、男女がともに働きやすい職場環境のもとで、仕事と生活における男女平等が実現する練馬区を目指します。

課題

働き方の多様化が進む中、個人が個性と能力を最大限に発揮でき、男女がともに働きやすい職場環境のもとで、職場における男女平等の実現を促進することが求められています。

ワーク・ライフ・バランスを進め、女性の就労、再就職だけでなく、男性の家事や地域活動などに携わる時間を増やすことが重要です。子育て・介護の時間や家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもち、誰もが健康で豊かな生活をおくることが求められています。

重点取組の視点

誰もが仕事と生活のバランスをとり、家庭や地域において個性と能力を発揮して生活できるように、働く場における男女平等を推進します。また、男性も仕事だけではなく家事や地域活動などに携わる時間を増やしていくため、意識改革や働き方の見直しについて、普及・啓発します。

女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、練馬区の女性の就労、起業を積極的に支援します。

指標

指 標	26 年度現況	31 年度目標
職場において男女平等と感じている区民の割合	男性 27.8% 女性 16.2%	26 年度現況から 増加

指 標	27 年度現況	31 年度目標
家庭における男性の家事・育児等への平均従事時間（1 週間）	8 時間	16 時間

施策と主な取組

★は4年間で重点的に取り組む内容

施策1 働く場における男女平等の推進

① 区内事業者への事例紹介、啓発事業 **充実**★

区内事業者におけるワーク・ライフ・バランスを進めるために、男女共同参画応援サイトや男女共同参画情報誌等で先行事例を紹介するなど、事業者向けの啓発事業を行います。

② 事業者向けの機会均等・待遇の確保についての啓発・周知 **継続**

事業者に対し、育児・介護休業法などの男女の働き方に関する法制度の周知やセクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*、パワー・ハラスメント*防止のための啓発を行います。また、ハローワークや社会保険労務士会などと連携して、男女雇用機会均等法関係や労働環境の改善などの相談窓口の情報を提供します。

③ 女性向けの機会均等・待遇の確保についての啓発・周知 **継続**

女性に対し、働く女性が知っておきたい権利や制度等を知るための講座を男女共同参画センターなどで実施します。

④ 自営業、農業等における男女共同参画の推進 **充実**

固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報や女性の経営能力などの向上を図るための講座等を実施します。また、女性農業者が農業経営を進めるうえで能力と意欲を発揮できる環境をつくるために、女性認定農業者の拡大や「家族経営協定*」の締結を推進します。

施策2 女性の就労、再就職、能力開発に関する支援

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく「市町村推進計画」

① 女性の就労、起業を応援する事業の実施 **充実**★

就労、起業をめざす女性に対し、男女共同参画センターや練馬ビジネスサポートセンターなどを活用して就労、起業に関するノウハウについての講座や相談の機会を提供します。また、関係機関と連携して、就労、起業後の助言や支援などを実施します。

② 再就職に向けての支援 **充実**

子育て・介護等により離職した女性に対し、再就職に結びつく技能習得講座の実施や就労相談等を関係機関と連携して行い、キャリアブランクに配慮した就労までの支援を推進します。

③ 事業者向けの啓発事業の実施 **充実**

女性活躍推進法の意義を事業者が理解し、意識改革を図るための講座や事業を行います。女性が働きやすい職場環境の整備の重要性、意欲と能力のある女性の積極的な配置・登用などについて、区内事業者に向けての啓発に力を入れます。

④ 女性向けの啓発事業の実施 **充実**

女性活躍推進法の意義を女性が理解し、意識改革を図るための講座・事業を行うとともに技能習得講座やロールモデルの紹介など、働く女性に向けた事業を充実します。

⑤ 女性活躍推進法の普及啓発 **新規**

広く女性活躍推進法の普及啓発を図るため、啓発紙等で情報提供を行います。また、関係機関と連携して区内の事業主行動計画の対象とならない従業員300人以下の事業者に対しても情報提供を行います。

施策3 ワーク・ライフ・バランスの啓発と環境整備

① 男性の意識改革、働き方改革の普及啓発 **充実**★

ワーク・ライフ・バランスを進めるには、女性の就労、再就職だけでなく、男性の長時間労働削減への取組、家事や地域活動などに携わる時間を増やしていくための啓発が重要です。関係機関の協力も得ながら、男性の意識改革、働き方改革の普及啓発に取り組みます。

② ワーク・ライフ・バランスについての理解促進 **充実**

事業者向け、男性向け、親世代向けなど様々な立場の方々を対象とした講座や事業などを実施し、ワーク・ライフ・バランスについての理解促進を図ります。

③ 子育て支援の充実 **充実**

妊娠・子育て相談員による継続した相談体制、成長過程に合わせ子育て情報を配信する妊娠・子育て応援メールなどの提供により妊婦や子育て家庭を応援します。さらに子育てと仕事の両立を支援するために、「みどりの風吹くまちビジョン」のアクションプランや「練馬区子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、練馬こども園、保育施設、学童クラブ等の整備や各種事業を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援していきます。

④ 離職防止のための介護サービスの充実および情報提供 **充実**

家族の介護による離職防止のため、介護と仕事の両立に役立つ知識や介護サービスの情報等を提供します。事業者に向けて環境整備についての啓発・周知を行います。

⑤ モデルとなる企業の認証 **充実**

男女共同参画や女性活躍推進のモデルとなる企業の認証について検討します。また、関係機関と連携してインセンティブの導入についても検討します。

◆練馬区子ども・子育て支援事業計画◆

みどりの風吹くまちビジョンを上位計画とする、子ども分野の個別計画「練馬区子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）」を平成27年3月に策定しました。この計画は、子ども・子育て支援法に基づく法定の計画でもあります。

ビジョンで示した区の基本的な施策の方向性に基づき、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えることを基本目標としました。

この基本目標を達成するため、子どもの発達段階と発育環境に着目して、「子どもと子育て家庭の支援の充実」「子どもの教育・保育の充実」「子どもの成長環境の充実」の3つの視点を定め、それぞれの重点取組として、家庭での子育てを応援、「練馬こども園」の創設、すべての小学生を対象に放課後の居場所づくりを位置付けています。

また、主な施策として、つぎの具体的な取組を掲げています。

- ・待機児童解消に向けた保育所等の拡充
- ・相談支援体制の整備
- ・学童クラブの充実、など

このほか、教育・保育など法で定められた事業については、区民調査に基づく需要量とそれに対する整備量を年度ごとに定めています。この計画に沿って、様々な事業を展開し、子どもの成長と子育ての総合的な支援を推進していきます。



目標Ⅱ あらゆる場における男女平等への理解と共同参画を推進する

女性の政策・方針決定過程への参画が進み、あらゆる場において女性の能力が発揮されることで、男女共同参画の視点に立った取組がさまざまな局面で生かされる練馬区を目指します。

課題

少子高齢化の進展、核家族の増加、世帯類型の多様化、老々介護の増加等私たちを取り巻く社会環境が変化しつつある中で、女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍しやすい環境の整備が求められています。

また、住みなれた地域で安心していきいきと暮らすことができるよう、平常時、災害時ともに、男女共同参画の視点に立った取組や男女の個性と能力が発揮できる体制を整備することにより、地域を活性化し、ともに見守り、子育てや介護がしやすい環境を実現することが求められています。

重点取組の視点

政策・方針決定過程への男女の均衡がとれるよう、啓発の担い手となり区とともに取り組む人を育て、地域に広げていきます。区は、若年女性やひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人等、誰もが住みなれた地域で安心していきいきと暮らすことができるよう支援に力を入れます。

指標

指 標	26年度現況	31年度目標
区の審議会等の女性委員の比率（法令等で資格要件があるものを除く）	38.4%	50%

施策と主な取組

★は4年間で重点的に取り組む内容

施策1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

① 区の審議会等委員への女性の積極的な登用 **継続**★

法令等で資格要件が定められているものを除き、構成員の女性比率を50%とすることを目標とし、男女の均衡がとれるよう取り組みます。

② 行政協力員への男女の均等な参画の確保 **継続**

区政モニターをはじめとして、行政に対する各種協力員の積極的活用を図り、区政への女性の参画を促進します。また、可能なかぎり、男女の均衡がとれるよう努めます。

③ 女性に向けての意識啓発 **充実**

区の審議会等委員で活躍する女性を男女共同参画応援サイトや男女共同参画情報誌で紹介するなど、女性が政策・方針決定過程に関与することに関心を持って積極的に応募するよう意識啓発を行います。

施策2 地域活動での男女共同参画の促進

① 啓発の担い手となる区民向けの男女共同参画に関する講座の実施 **充実**★

男女共同参画センターなどを活用して、区民に対し、男女共同参画に関する講座を実施して啓発の担い手を養成します。

② 地域活動での男女共同参画の促進 **充実**

町会等の住民組織や消防団等の地域活動団体において、男女共同参画の意識啓発を行うとともに、多様な人材が地域活動団体の運営に関われるよう、関係機関と連携し、講座の開催や相談などの支援を行います。

施策3 誰もが安心して地域で暮らせるための支援

① 若年女性に向けての支援 **新規**★

ニート、引きこもりなどの若者の経済的な自立に向けた取組事業と連携し、男女共同参画センターにおいて、若年女性の居場所作りや、生活や就労に関する相談などの支援を行います。

② ひとり親家庭への支援 **充実**★

総合福祉事務所の母子・父子自立支援員を増員するなど、支援体制を充実します。また、ひとり親家庭のニーズを把握しながら、相談体制や就労支援策の拡充を検討し、ひとり親家庭の自立を促進します。

③ 高齢者・障害者への支援 **充実**

高齢者、障害者をはじめ、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現を目指して、「地域福祉・福祉のまちづくり総合計画」を推進します。

④ 外国人向け情報提供・啓発事業の充実 **充実**

外国人区民に対して、多言語による行政サービスの情報提供・生活相談・制度利用拡充等を行います。また、日本人区民との相互理解・交流を深めるために、地域活動団体と協力し、交流事業を実施します。

⑤ 性的マイノリティ*の方への情報提供および区民への啓発 **新規**

性別や性的指向*にかかわる悩みや問題を抱える方に、相談窓口や必要な情報を様々な方法でわかりやすく提供するよう努めます。あわせて、性のあり方には様々な形があること等の知識を広め、差別や偏見をなくすための区民への啓発を進めます。

施策4 女性の視点・ニーズを取り入れた防災体制の強化

① 女性防災リーダーの育成 **新規**★

避難拠点の運営は女性への配慮が求められます。そのため、避難拠点における男女共同参画の視点に立った取組が円滑に行われるよう、平常時から女性防災リーダーの育成に努めます。

② 男女共同参画の視点に立った災害対策の推進 **継続**

「練馬区地域防災計画」では、区民防災組織への女性の参画促進や、避難拠点運営における女性のニーズへの対応等について盛り込んでいます。この計画に基づき、男女共同参画の視点に立った災害対策を実施します。

③ 防災に関するマニュアルの整備と普及啓発 **充実**

全ての避難拠点に配布している「避難拠点運営の手引」には、更衣室・授乳室の確保や仮設トイレの設置時の配慮など、女性視点の避難拠点づくりについて記載しています。「避難拠点運営の手引」を参考にして、各避難拠点で作成する「運営マニュアル」を必要に応じて改訂し、男女共同参画の視点に立った実践的な災害対策を推進します。



避難拠点運営連絡会による防災地図作り



避難所におけるプライバシー保護のためのダンボールパーテーション作り



避難所運営ゲーム（HUG）による学校施設利用等の検討

目標Ⅲ

目標Ⅳ 生涯を通じたところとからだの健康を支援する

妊娠や出産など男性とは異なるライフスタイルを持つ女性への理解が深まり、誰もが生涯を通じたところとからだの健康を維持している練馬区を目指します。

課題

生涯を通じたところとからだの健康を維持するうえで、誰もが互いの身体的性差を十分に理解しあい、差別を許さない人間関係を構築することが求められています。

また、妊娠や出産をはじめとする性や健康問題については、男女共同参画の観点から適切な支援を行っていくことが求められています。

重点取組の視点

生殖に関する、特に女性の自己決定権の基盤となる「性と生殖」に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス&ライツ*）の理解を広めます。

互いの身体的性差を誰もが認め合い、生涯にわたる健康の増進に区民が自ら積極的に取り組むための働きかけを充実していきます。

指標

指 標	26年度現況	31年度目標
65歳健康寿命の延伸※ (東京保健所長会方式)	男性 80.9 歳 女性 82.3 歳	男性 81.4 歳 女性 83.0 歳

※ 65歳健康寿命：65歳の人が、介護保険制度の認定（要支援1以上）を受けるまでの期間を健康な期間と考え、その平均期間に65歳を加えた年齢（東京保健所長会方式による計算）。東京都福祉保健局による調査。

施策と主な取組

★は4年間で重点的に取り組む内容

施策1 互いの性や健康に関する理解の促進

- ① 「性と生殖」に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス&ライツ*）に関する啓発 **充実** ★
 「性と生殖」に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス&ライツ）に関するリーフレット等を作成、活用した啓発事業を行います。
- ② 各年代における健康に関する意識啓発 **継続**
 男女共同参画の視点から、人権尊重と科学的知識に基づいた各年代への性や健康に関する意識啓発を行います。

施策2 生涯を通じた健康支援

- ① 予防対策の推進 **充実** ★
 がんの罹患率は、男女ともに増加していますが、特に乳がんは増加の一途で、女性の12人に1人が罹患し、年代的には40代後半という若い年代から急増します。女性の健康を守り、その活躍を支援するために乳がん対策の充実が必要です。また、女性の要介護要因の3割近くを占める転倒骨折や関節疾患の原因となるロコモティブシンドローム*（運動器症候群）予防を強化します。
- ② 生涯を通じたところとからだの健康づくりの支援 **充実**
 健康づくりは乳幼児から高齢者までの世代を通じて取り組む必要があります。生涯を通じて自分らしく生きるために、各年代に応じたところとからだの健康づくりを「健康づくり総合計画」に基づき支援します。
- ③ 妊娠・出産等に関する健康支援 **継続**
 妊娠・出産期は女性の健康にとっての大きな節目であり、妊娠・出産・育児を地域で安心して行えるよう支援します。
- ④ こころの相談の充実 **充実**
 保健相談所では、こころの健康に不安のある方や、家族、周囲の方々が身近な相談先として保健相談所を活用できるよう、リーフレットなど様々な方法により事業周知を行っています。従来の保健師、精神科医に精神保健福祉士を加えた多職種チームによる訪問と相談体制を強化しています。また、男女共同参画センターや区民相談所の「心の相談窓口」でも、相談者の状況に応じて保健相談所などとの連絡を図り、相談体制を充実します。
- ⑤ 精神疾患や依存症への支援 **継続**
 うつ病をはじめ、拒食症や様々な依存症に悩む方が増えています。講演会等の予防事業を実施するとともに、病気の早期発見、早期治療に努めています。病状や生活状況に応じ、医療機関と連携し、相談・治療につなげます。

目標V 積極的に施策の推進に取り組む

区は、区民、区内で活動する団体・事業者、また、国や都との連携を深め、練馬区全体で男女共同参画社会の推進を目指します。

課題

男女共同参画社会の形成を促進する上で、区の果たす役割は大きいものであり、区は率先して男女共同参画を進める必要があります。

同時に、男女共同参画意識の形成は、区だけでなく区民や事業者とともに取り組む課題でもあります。区は中心となって積極的に情報を集め発信し、施策を推進するための体制の整備に努め、区民、区内で活動する団体・事業者等と連携を深めながら施策に取り組む必要があります。

重点取組の視点

男女共同参画社会の形成は、全庁的に取り組むべき大きな課題です。人権・男女共同参画課が中心となり、施策を推進するための庁内体制を整備します。また、区民、区内で活動する団体・事業者等と連携・協働し、ともに総合的かつ計画的に施策を推進します。あわせて、男女共同参画社会の形成促進の拠点となる男女共同参画センターの事業等を拡充します。

指標

指 標	27年度現況	31年度目標
区の男女共同参画事業の認知度	31.9%	50%

施策と主な取組

★は4年間で重点的に取り組む内容

施策1 施策推進体制の整備・充実

(1) 庁内推進体制の強化

① 職員等の研修・意識啓発の充実 **充実**★

職員一人ひとりが率先して男女共同参画社会の実現に取り組めるよう、意識啓発のための講座や多岐にわたる人権課題に関する研修を充実します。

② 男女共同参画施策推進会議による総合的な施策推進 **継続**

各施策を総合的かつ計画的に推進するため、練馬区男女共同参画施策推進会議において、総合調整を図り進めます。

③ 特定事業主行動計画の推進 **充実**

女性活躍推進法ならびに次世代育成支援対策推進法に基づき策定する「特定事業主行動計画」を推進します。

(2) 推進拠点としての男女共同参画センターの充実

① 男女共同参画センター事業の充実 **充実**★

男女共同参画社会実現に向けて、若い世代や男性向け講座を増やすなど、男女共同参画センターの各種事業を充実します。また、大学やNPO*、区内で活動する団体等と連携し事業を推進します。

② 男女共同参画センターの円滑な運営 **継続**

男女共同参画を推進していく上で、センターが区民の活動の拠点となるよう、運営委員を通し、区民や区内で活動する団体に働きかけていきます。公募区民、利用団体代表および学識経験者による男女共同参画センター運営委員会で、センターの事業計画や運営についての意見を聞き、多様な意見を反映します。

③ 情報発信機能の強化 **充実**

情報紙やホームページを充実し、効果的な啓発・周知方法を工夫します。また、館内掲示板や図書・資料室を活用して、区民や事業者および区民活動に役立つ情報を適宜提供します。

④ 男女共同参画センターの利用促進 **充実**

午前・午後・夜間の枠単位の利用に加えて、一時間単位の部屋貸出しを導入することで利便性を向上させます。新規利用団体や利用者を増やし、施設の有効活用と利用促進を図ります。

(3) さまざまな連携の強化

① 区民、区内で活動する団体・事業者との連携・協働の推進 **充実**★

区民、区内で活動する団体・事業者と連携・協働を図り、男女共同参画施策に取り組みます。

② 男女共同参画推進懇談会の運営 **継続**

公募区民、区内で活動する団体・事業者の代表および学識経験者による男女共同参画推進懇談会で、区の男女共同参画施策についての意見を聞き、施策に活かします。

③ 国・都等との連携の強化 **継続**

国、都、他の区市町村と情報交換、共同研究、事業実施の連携を図ります。また、長時間労働の削減など区独自では解決できない諸問題に関して、財源措置を含めて必要な法、制度等の整備・充実について、機会をとらえて国や都へ要望します。

練馬区立男女共同参画センター えーる



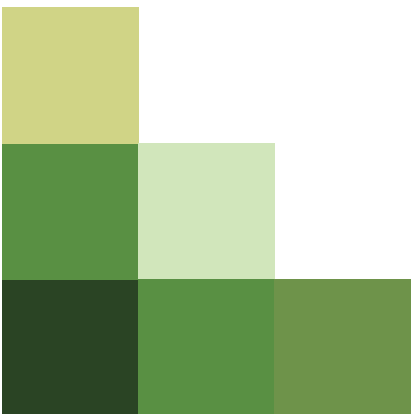
練馬区立男女共同参画センター えーるは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的としています。

昭和62年4月1日に練馬区立婦人会館として設立、平成3年に練馬区立女性センターに改称し、平成20年から併記した「えーる」の愛称で親しまれるようになりました。

平成22年に、練馬区立練馬女性センター えーるは、男女共同参画社会を推進するための活動拠点として、男女ともに親しまれ利用していただくために、「練馬区立男女共同参画センター えーる」と改称し、平成28年度には30周年を迎えます。



資料編



1 国・東京都の動き

(1) 国の動き

国においては、平成11年6月に男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられ、社会のあらゆる分野において施策の推進が図られることとなりました。

平成12年12月には、法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる社会システムに男女共同参画の視点を反映させることを重視し、推進体制の強化が図られています。

平成27年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会」、「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」、「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」の4つを挙げています。

また、「配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」など、関連する法制度の整備も行われてきました。

平成13年4月に制定された「配偶者暴力防止法」は、平成25年7月の改正により、それまで適用対象外であった「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」についても法の適用範囲になり、平成26年1月施行されました。

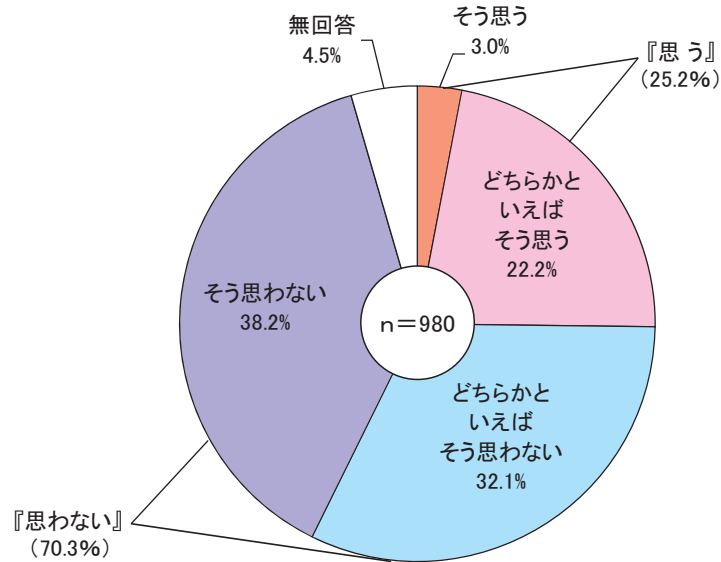
平成25年6月に「日本再興戦略」が閣議決定され、その中核に女性の活躍推進が位置付けられました。平成27年8月に「女性活躍推進法」が制定され、国は女性の職業生活における活躍推進の基本方針を策定し、地方公共団体は国の定める基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することになりました。また、法により国や地方公共団体、民間事業者は事業者行動計画を策定し、女性の採用・登用・能力開発等の取組を推進していきます。

(2) 東京都の動き

東京都においては、国の法律制定を受けて、平成12年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定しました。この条例に基づき、平成24年に3期目の行動計画となる「チャンス&サポート東京プラン2012」を策定し、「働く場における男女平等参画の促進」、「仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現」、「特別な配慮を必要とする男女への支援」、「配偶者からの暴力防止」を重点課題として、都民および事業者との連携・協力により、男女平等施策を推進しています。

2 練馬区の現状

(1) 男女の役割分担に対する考え方



[出典] 平成 26 年度区民意識意向調査

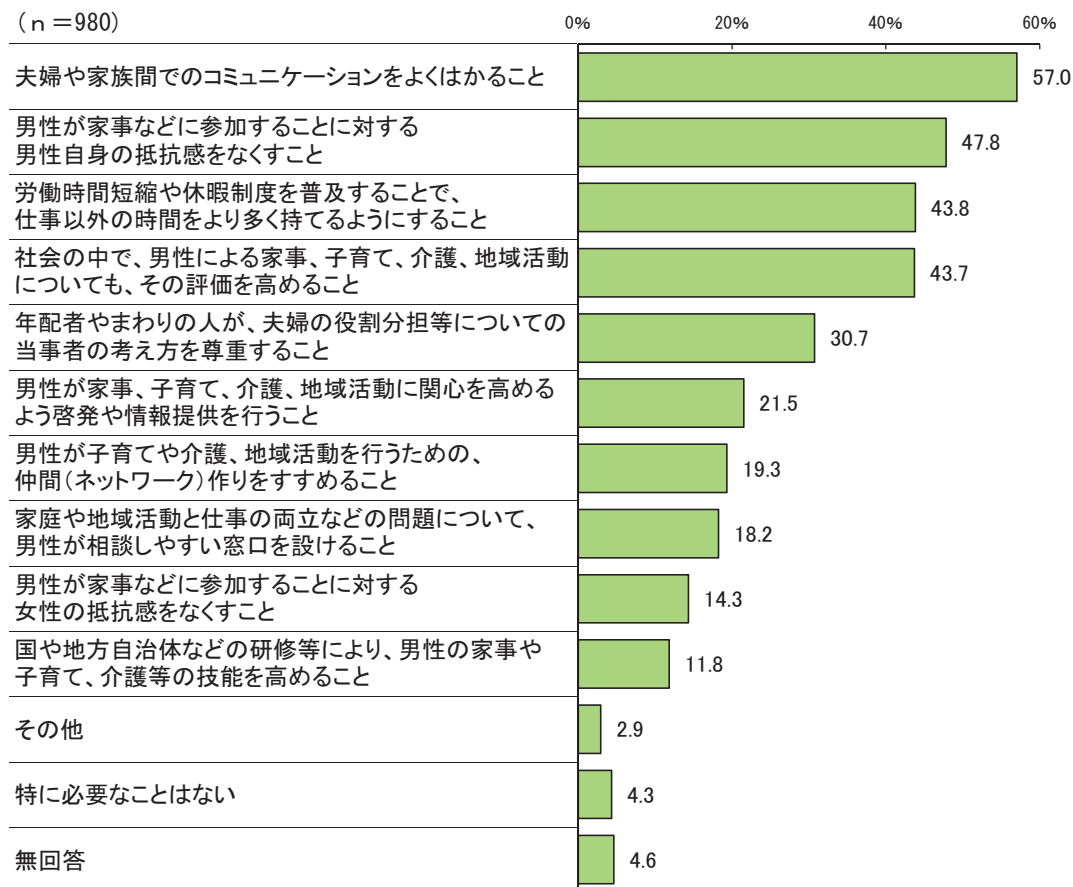
「男は仕事、女は家庭」という考え方について聞いたところ、「思う」(3.0%)、「どちらかといえば思う」(22.2%)を合わせた『思う』(25.2%)は2割半ばとなっています。一方、「どちらかといえばそう思わない」(32.1%)、「そう思わない」(38.2%)を合わせた『思わない』(70.3%)がほぼ7割となっています。

男女の役割分担に対する考え方—過年度比較

	思 う		思 わない		無回答	『思う』 (計)	『思わない』 (計)
	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わない	そう思わない			
n							
平成 26 年度 (980)	3.0	22.2	32.1	38.2	4.5	25.2	70.3
平成 21 年度 (1,061)	4.9	27.5	31.7	35.8	0.1	32.4	67.5

過去の調査と比較すると、『思う』は平成 21 年度より 7.2 ポイント減少し、『思わない』は 2.8 ポイント増加しています。

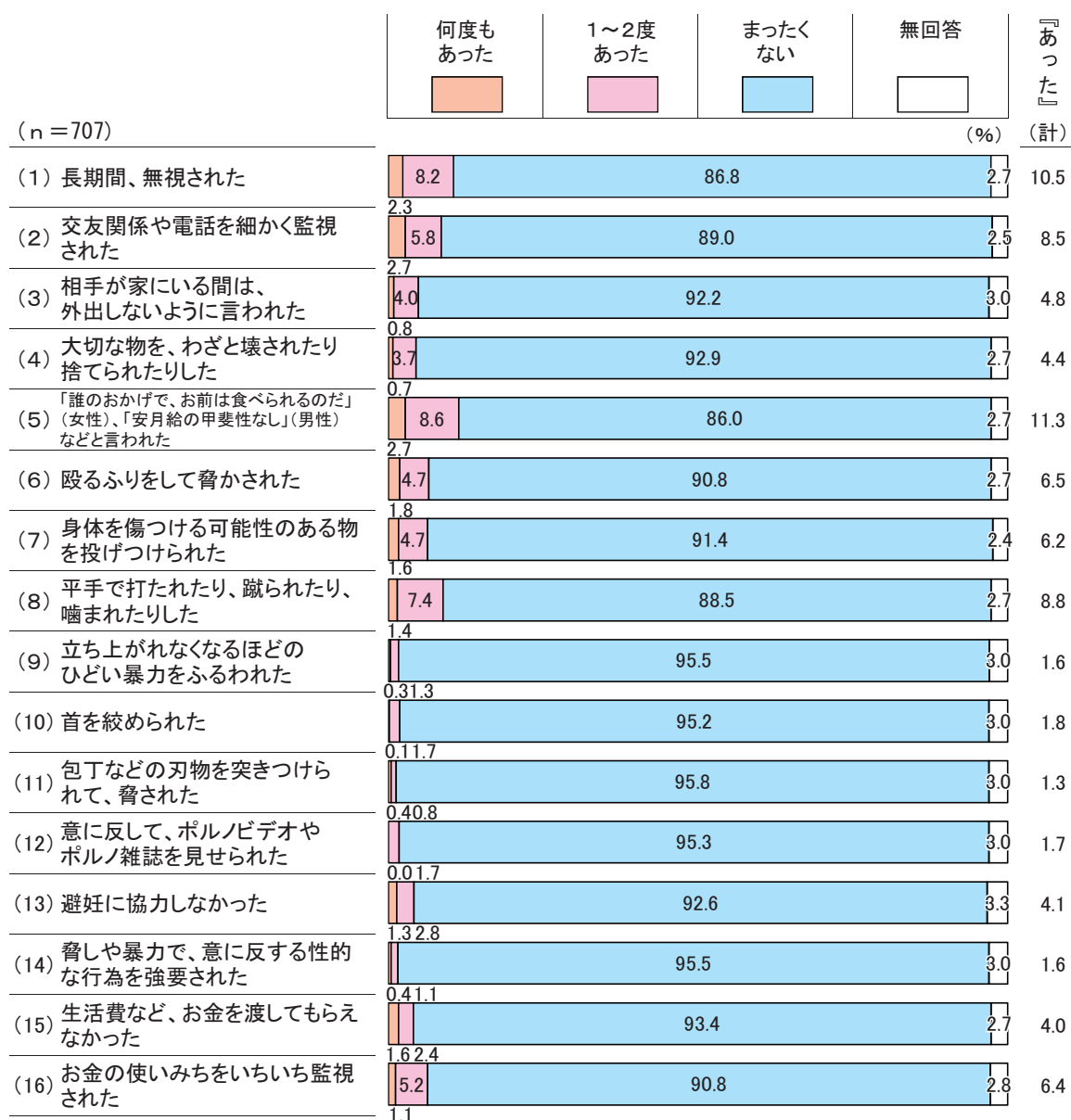
(2) 男性が家事・子育て等に参画するために必要なこと



[出典] 平成26年度区民意識意向調査

男性が家事、子育て等に参画するために必要なことを聞いたところ、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」(57.0%)が6割近くと最も多く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」(47.8%)、「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」(43.8%)、「社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること」(43.7%)などの順となっています。

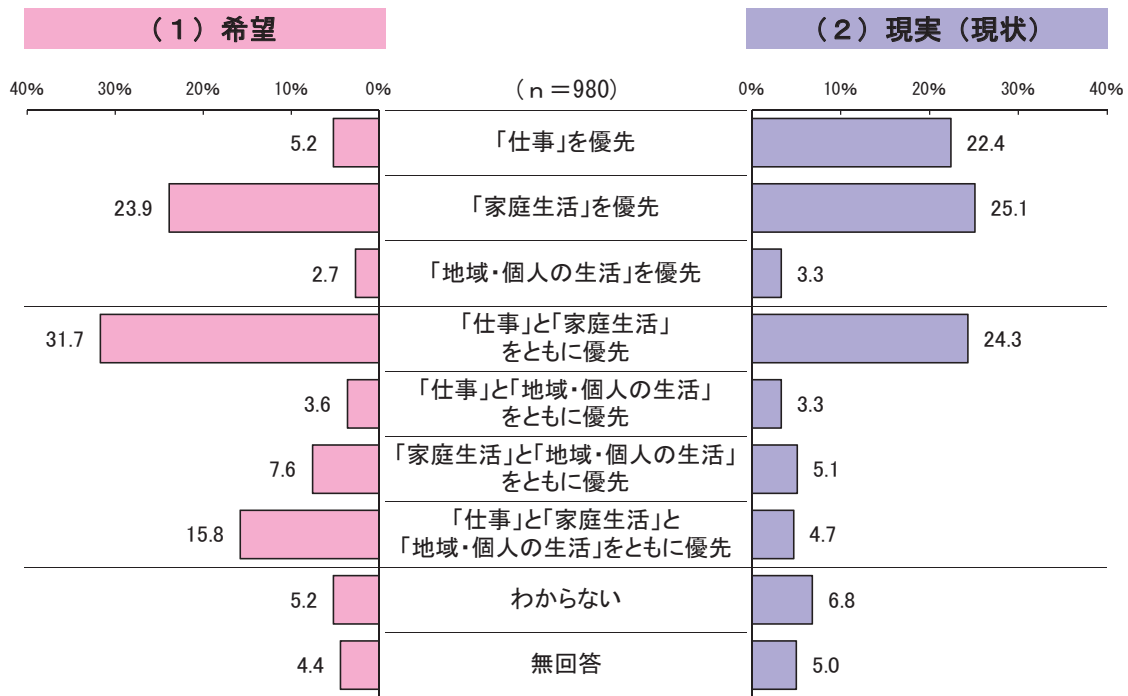
(3) ドメスティック・バイオレンス経験の有無



[出典] 平成26年度区民意識意向調査

親しいパートナーが「いる」と答えた方(707人)にパートナーからの身体的・精神的・経済的な暴力を受けたことがあるか聞いたところ、「何度もあった」と「1~2度あった」を合わせた『あった』は(5)「誰のおかげで、お前は食べられるのだ」(女性)、「安月給の甲斐性なし」(男性)などと言われた(11.3%)、(1)長期間、無視された(10.5%)が1割台となっています。次いで(8)平手で打たれたり、蹴られたり、噛まれたりした(8.8%)、(2)交友関係や電話を細かく監視された(8.5%)などとなっています。ほとんどの項目で「まったくない」が9割から9割半ばとなっています。

(4) 生活の中での優先度 (ワーク・ライフ・バランス)



[出典] 平成26年度区民意識意向調査

生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」に対する優先度について聞いたところ、(1) 希望については、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』(31.7%) が3割を超えて最も多く、『「家庭生活」を優先したい』(23.9%)、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい』(15.8%)、『「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい』(7.6%) などの順となっています。

(2) 現実(現状)については、『「家庭生活」を優先している』(25.1%)、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』(24.3%)、『「仕事」を優先している』(22.4%) がそれぞれ2割台となっています。

希望より現実(現状)が上回っているのは、『「仕事」を優先している』(17.2ポイント差)となっています。一方、現実(現状)より希望が上回っているのは、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先』(7.4ポイント差)、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先』(11.1ポイント差)となっています。

(5) 男女平等についての考え

(n=980)	男性のほうが優遇		男女平等である	女性のほうが優遇		わからない	無回答	『男性のほう が優遇』 (計)	『女性のほう が優遇』 (計)
	男性の ほうが 優遇	どちらか といえば 男性の ほうが 優遇		どちらか といえば 女性の ほうが 優遇	女性の ほうが 優遇				
(1) 家庭生活において	11.2	32.6	30.3	8.8	3.0	6.9	7.2	43.8	11.7
(2) 職場において	25.3	36.8	20.7	6.1	7.3			62.1	3.7
(3) 学校教育の場において	3.9	13.1	55.0	2.7	1.0	16.6	8.3	16.9	3.2
(4) 政治の場において	36.4	36.5	12.1	6.2	7.2			73.0	1.4
(5) 法律や制度において	16.3	31.4	29.3	4.4	1.1	10.0	7.7	47.8	5.3
(6) 社会通念・慣習・しきたりにおいて	26.3	44.9	11.2	0.9	7.6	7.2		71.2	2.8
(7) 社会全体として	21.3	48.0	14.0	2.1	0.6	5.9	6.9	69.3	3.9

< 「(2) 職場において」の性別比較 >

男 性 (392)	18.1	36.0	27.8	3.8	5.4	7.7		54.1	5.1
女 性 (562)	30.1	38.3	16.2	1.3	6.8	6.4		68.3	2.3

< 「(7) 社会全体として」の性別比較 >

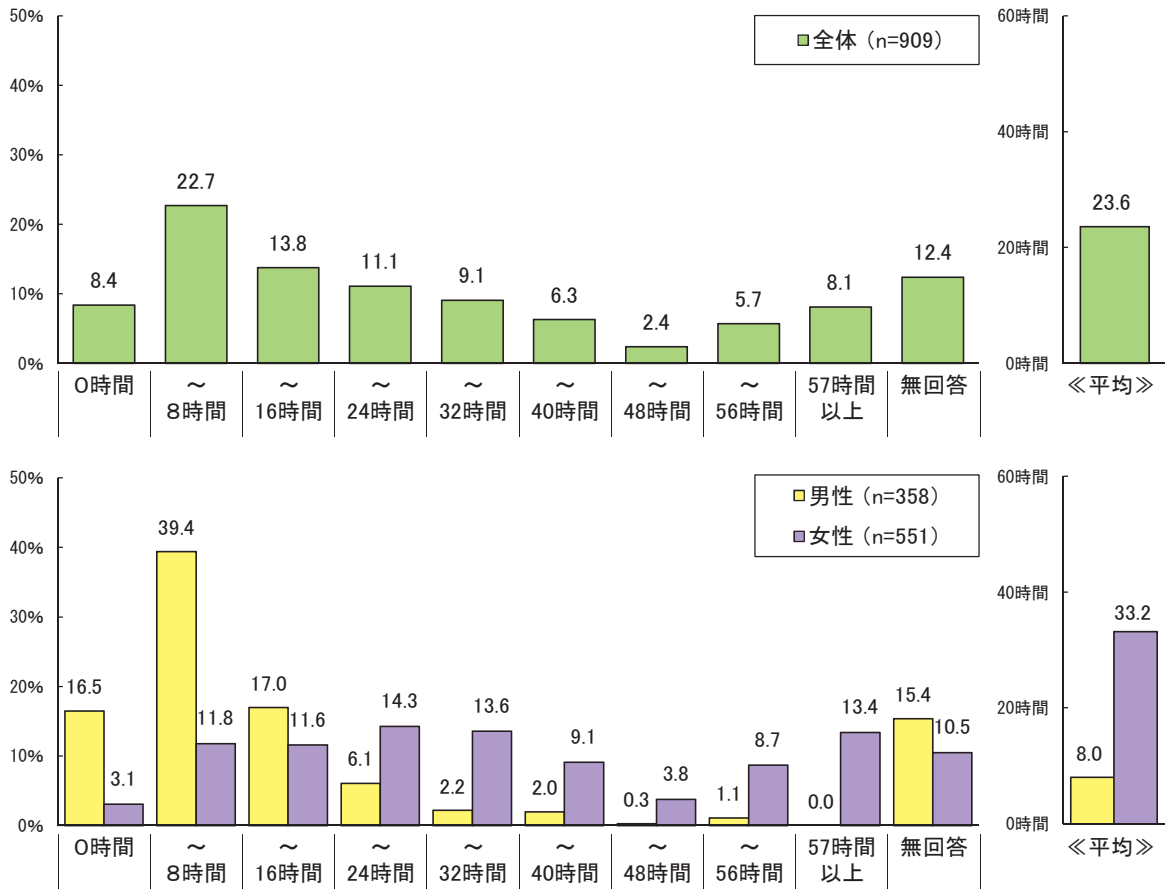
男 性 (392)	12.8	52.0	17.3	3.8	4.6	7.4		64.8	5.9
女 性 (562)	26.9	46.3	11.7	2.0	6.8	5.9		73.1	2.5

[出典] 平成 26 年度区民意識意向調査

男女平等が実現していると思うか7分野について聞いたところ、「男性のほうが優遇」と「どちらかといえば男性のほうが優遇」を合わせた『男性のほうが優遇』は(4)政治の場において(73.0%)、(6)社会通念・慣習・しきたりにおいて(71.2%)でそれぞれ7割を超えています。次いで(7)社会全体として(69.3%)が7割近く、(2)職場において(62.1%)が6割を超えています。

「男女平等である」は(3)学校教育の場において(55.0%)が5割半ばとなっています。

(6) 1週間に家庭内の家事・育児・介護などに費やす時間

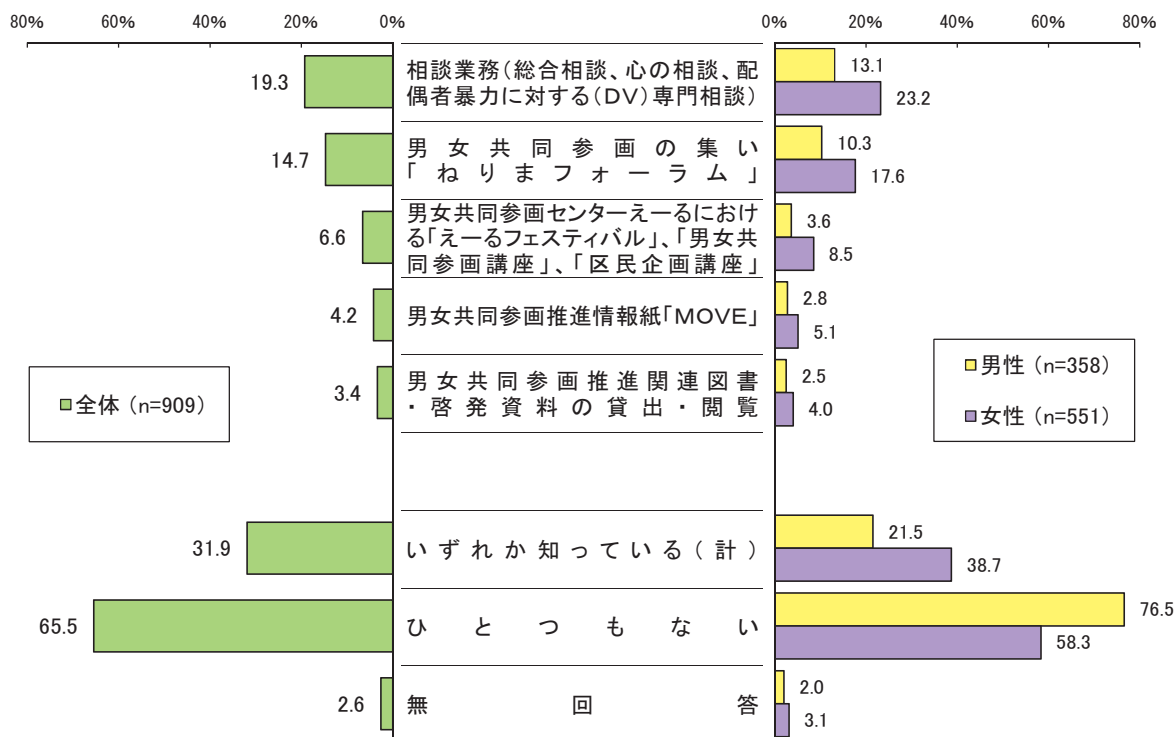


[出典] 平成27年度男女共同参画に関する意識と労働実態調査

1週間に家庭内の家事・育児・介護などに費やす時間をたずねたところ、全体で「～8時間」(22.7%)が2割を超えて最も多く、次いで「～16時間」(13.8%)、「～24時間」(11.1%)、「～32時間」(9.1%)、「0時間」(8.4%)がそれぞれ1割前後となっています。平均時間は23.6時間となっています。

性別にみると、男性は「～8時間」(39.4%)がほぼ4割と多く、次いで「～16時間」(17.0%)が2割近く、「0時間」(16.5%)が1割半ばとなっています。女性は「～8時間」(11.8%)から「57時間以上」(13.4%)まで1割前後で分散しています。平均時間は男性の8.0時間に対し、女性は33.2時間と女性の方が25.2時間長くなっています。

(7) 区の男女共同参画事業の認知度

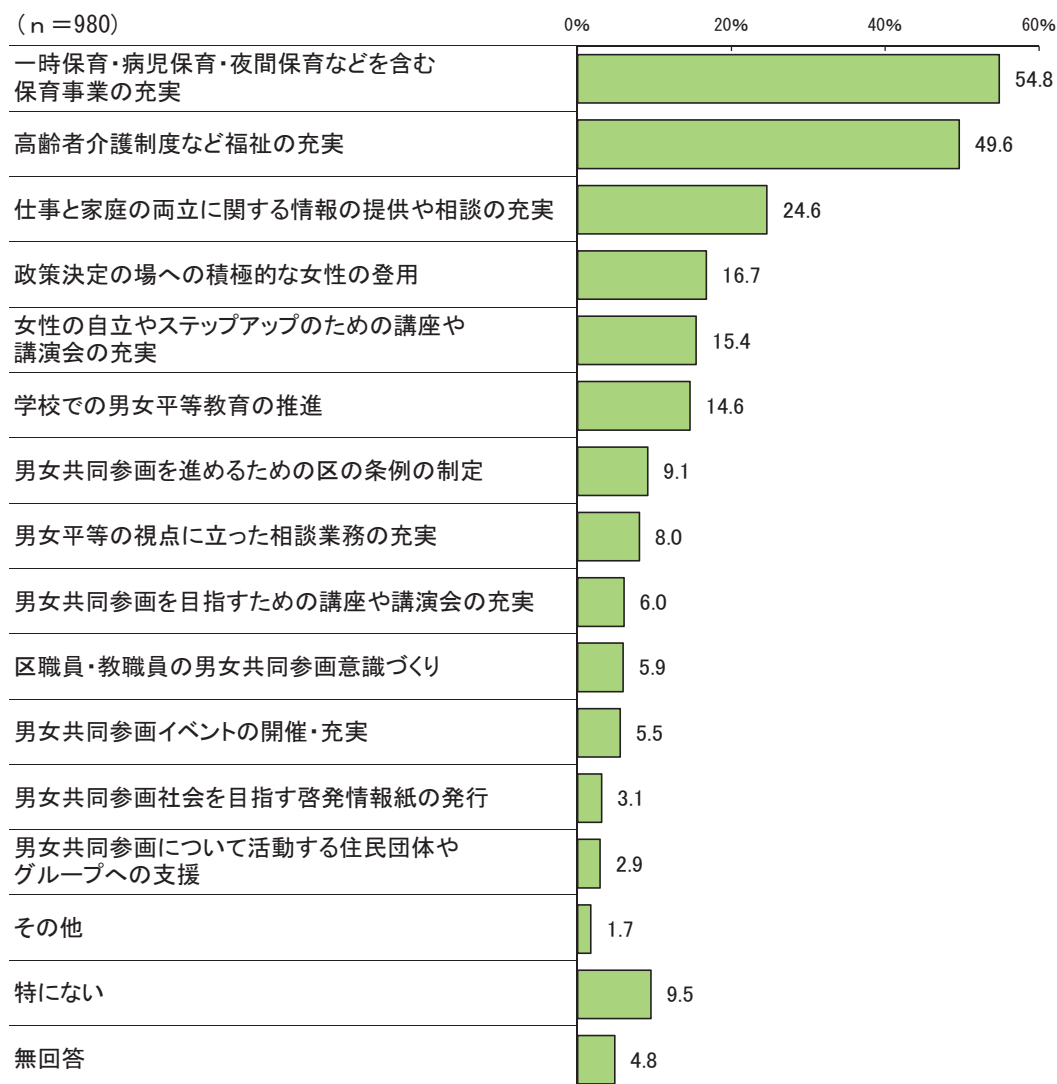


[出典] 平成27年度男女共同参画に関する意識と労働実態調査

区の男女共同参画事業の認知度についてたずねたところ、全体で「相談業務(総合相談、心の相談、配偶者暴力に対する(DV)専門相談)」(19.3%)がほぼ2割、「男女共同参画の集い『ねりまフォーラム』」(14.7%)が1割台半ば、「男女共同参画センターえーるにおける『えーるフェスティバル』、『男女共同参画講座』、『区民企画講座』」(6.6%)、「男女共同参画推進情報紙『MOVE』」(4.2%)、「男女共同参画推進関連図書・啓発資料の貸出・閲覧」(3.4%)がそれぞれ1割未満となっています。『いずれか知っている(計)』(31.9%)はほぼ3割となっています。

性別にみると、すべての実施事業で男性より女性の方が認知度が高く、女性は「相談業務(総合相談、心の相談、配偶者暴力に対する(DV)専門相談)」(23.2%)が男性(13.1%)より10.1ポイント、「男女共同参画の集い『ねりまフォーラム』」(17.6%)が男性(10.3%)より7.3ポイント多くなっています。『いずれか知っている(計)』は女性(38.7%)が男性(21.5%)より17.2ポイント多くなっています。

(8) 男女共同参画社会実現のために区へ望むこと



[出典] 平成26年度区民意識意向調査

男女共同参画社会を実現するために区へ望むことを聞いたところ、「一時保育・病児保育・夜間保育などを含む保育事業の充実」(54.8%)が5割半ば、「高齢者介護制度など福祉の充実」(49.6%)が5割近くと多く、「仕事と家庭の両立に関する情報の提供や相談の充実」(24.6%)、「政策決定の場への積極的な女性の登用」(16.7%)、「女性の自立やステップアップのための講座や講演会の充実」(15.4%)などの順となっています。

3 用語解説

あ行

SNS エスエヌエス P14 P15

ソーシャル・ネットワーキング・サービスのこと。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいいます。

NPO エヌピーオー P27

ノンプロフィット・オーガニゼーションのこと。ボランティア活動など社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。

か行

家族経営協定 P17

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

さ行

性的指向 P22

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛【L (レズビアン)、G (ゲイ)】男女両方に向かう両性愛【B (バイセクシャル)】などがあります。

性同一性障害

性同一性障害【T (トランスジェンダー)】とは生物学的性別 (からだの性) と性の自己意識 (心の性) が一致しない状態をいいます。

性的マイノリティ (性的少数者) P22

性的マイノリティ (性的少数者) には、性的指向や性同一性障害などが含まれます。LGBTと指すことがあります。

セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ） P12 P13 P14 P17

他の者を不快もしくは不安にさせる性的な言動により個人および周囲の生活環境を害すること、または性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいいます。

た行**デートDV** P15

まだ結婚や同棲をしていない恋人同士の間で、関係が対等でなくなってしまう、どちらかがもう一方を支配したり、暴力をふるったりして、相手の心や体を傷つけることをいいます。

デートDVには、殴ったり、蹴ったりの暴行で体を傷つける「身体暴力」、イヤな言葉やおどし、無視などの行為で心を傷つける「精神的暴力」、いつもお金を払わせたり、借りたお金を返さなかったり、お金の負担を強いる「経済的暴力」、性的なことを無理強いして、心身を傷つける「性的暴力」などがあります。

DV（ドメスティック・バイオレンス） P12

「配偶者等からの暴力」の項参照。

は行**配偶者等からの暴力**

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすものをいう。）またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、またその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

「殴る」「蹴る」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」、「無視する」、「わざと相手が大切にしまっているものを壊す」、「生活費を渡さない」などの精神的暴力や、「性的行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。平成25年6月の改正により、生活の本拠をともにする交際関係にある相手からの暴力およびその被害者についても、準用されることになりました。

パワー・ハラスメント P13 P17

職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて職場環境を悪化させる行為、(1) 暴行、傷害（身体的な攻撃）(2) 脅迫、暴言（精神的な攻撃）(3) 隔離、無視（人間関係からの切り離し）(4) 過大な要求 (5)

過小な要求 (6) 私的なことに過度に立ち入る個の侵害、などの精神的・肉体的に苦痛を与えることをいいます。

ま行

マタニティ・ハラスメント P17

働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めで不利益を被ったりするなどの不当な扱いを意味する言葉です。

メディア・リテラシー P14

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことをいいます。

ら行

リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（「性と生殖」に関する健康と権利） P24 P25

リプロダクティブ・ヘルスは「人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

リプロダクティブ・ライツとは、国内法・国際法および国連での合意に基づいた人権の一つで、「すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利」とされています。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれています。リプロダクティブ・ヘルス&ライツは、平成6年の国際人口開発会議（ICPD）にて提唱され、翌平成7年に北京で開催された第4回世界女性会議（北京会議）において、すべてのカップルと個人が有する人権の一部であると採択文章に明記されました。

ロコモティブシンドローム（運動器症候群） P25

運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態と定義されます。ロコモティブシンドロームの予防の重要性が認知されれば、個々人の行動変容が期待でき、国民全体として運動器の健康が保たれ、介護が必要となる国民の割合を減少させることが期待できます。

4 計画策定の経過

年 月 日	経 過
平成 27 年 3 月 9 日	練馬区男女共同参画推進懇談会から「『練馬区第 4 次男女共同参画計画』策定に向けての提言」を受ける
5 月 15 日	練馬区男女共同参画推進懇談会に計画目標を報告・意見聴取
7 月 24 日	練馬区男女共同参画推進懇談会に計画目標および施策の方向性を報告、意見聴取
10 月 15 日	練馬区男女共同参画施策推進会議幹事会、素案（たたき台）の検討
10 月 21 日	練馬区男女共同参画施策推進会議、素案（たたき台）を審議
10 月 27 日	練馬区男女共同参画推進懇談会に素案（たたき台）を報告・意見聴取
11 月 12 日	練馬区男女共同参画施策推進会議幹事会、素案（案）の検討
11 月 18 日	練馬区男女共同参画施策推進会議 素案（案）を審議
11 月 24 日	練馬区男女共同参画推進懇談会に素案（案）を報告・意見聴取
12 月 3 日	素案を区長決定
12 月 7 日	練馬区議会企画総務委員会に素案を報告
12 月 10 日	練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡会議に素案を報告
12 月 11 日	ねりま区報、区のホームページに素案を掲載、区民意見募集 区民意見募集期間：平成 27 年 12 月 11 日から平成 28 年 1 月 12 日まで（寄せられた意見 42 件〈10 名、1 団体〉）
平成 28 年 1 月 21 日	練馬区男女共同参画施策推進会議幹事会、案を検討
2 月 2 日	練馬区男女共同参画施策推進会議、案を審議
3 月 7 日	練馬区議会企画総務委員会に案を報告
3 月 10 日	練馬区男女共同参画推進懇談会に案を報告
3 月 24 日	第 4 次練馬区男女共同参画計画を区長決定

17 期練馬区男女共同参画推進懇談会委員名簿一覧

		委員名	所属団体等
学識経験者	1	松井 隆志	武蔵大学社会学部准教授
	2	山崎 祐美子	元練馬区教育委員
	3	田村 初恵	元都総務局男女平等参画担当部長・人権部長
	4	諸橋 泰樹	フェリス女学院大学文学部教授
団体推薦	5	小林 美佐子	練馬区民生・児童委員協議会
	6	三角 真弓	練馬母親大会連絡会
	7	佐藤 敦子	ℳ女性会議練馬支部
	8	川人 英子	新日本婦人の会練馬支部
	9	中島 節子	練馬区更生保護女性会
	10	岡村 正子	練馬 21 世紀女性問題協議会
	11	堅持 英子	練馬女性問題協議会
	12	吉村 真里	練馬区母子寡婦福祉連合会
	13	小泉 貞男	一般社団法人 練馬産業連合会
	14	秋間 ひろ美	練馬区町会連合会
公募	15	飴谷 聰	
	16	石原 秀男	
	17	市川 恵子	
	18	大塚 昭雄	
	19	黒宮 由紀子	
	20	鈴木 洋子	
	21	土肥 梨花	
	22	芳賀 讓	

練馬区男女共同参画推進懇談会設置要綱

昭和57年2月16日

練区活発第946号

(設置)

第1条 練馬区における男女共同参画社会の形成を図るため、練馬区男女共同参画推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(懇談会の役割)

第2条 懇談会は、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区男女共同参画計画に関すること。
- (2) その他男女共同参画問題に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、つぎに掲げる者の内から、区長の委嘱する委員20人程度をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4人程度
- (2) 男女共同参画に関する団体等の推薦する者 8人程度
- (3) 一般公募による者 8人程度

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、この場合においては同一人につき通算して3期6年を限度とする。なお、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 懇談会に、会長1名および副会長若干名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は懇談会を主宰し、懇談会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

(専門部会)

第7条 懇談会が必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名した委員がこれにあたる。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会の属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は部会を招集し、部会を運営し、部会の経過または結果を懇談会に報告する。

(意見聴取)

第8条 会長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

付則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

付則（昭和62年3月28日 練区活発第1509号）

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、昭和62年4月1日に委嘱する委員の任期は昭和63年7月1日から施行する。

付則（昭和63年5月20日 練区活発第90号）

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

付則（平成2年9月14日 練区活発第389号）

- 1 この要綱は、平成2年9月14日から施行する。
- 2 この要綱施行後に委嘱する委員の任期は、平成4年6月30日までとする。

付則（平成3年7月1日 練区女発第12号）

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

付則（平成4年4月1日 練生女発第5号）

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

付則（平成8年1月10日 練生女発第68号）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付則（平成9年12月19日 練生女発第39号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付則（平成11年5月25日 練生女発第6号）

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

付則（平成14年3月25日 練総女発第73号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

第4次練馬区男女共同参画計画

平成28年(2016年)3月

練馬区総務部人権・男女共同参画課

東京都練馬区豊玉北 6-12-1

TEL 03-3993-1111 (代表)

Eメール jinkendanjo@city.nerima.tokyo.jp

練馬区オリジナルみどり色「ねりまグリーン」を使用しています。